

国立大学法人岡山大学の保有する個人情報の開示等の取扱い及び  
行政機関等匿名加工情報の提供に関する取扱要項

平成17年 3月24日

学 長 裁 定

改正 平成18年 3月 7日

平成22年 6月11日

平成23年 3月31日

平成23年 4月28日

平成24年 7月 9日

平成24年12月20日

平成25年 1月29日

平成27年 3月31日

平成28年 3月31日

平成30年 2月26日

平成31年 4月 1日

令和 元年10月 7日

令和 3年 9月10日

令和 4年 3月29日

## 第一章 総則

### (趣旨)

第1条 この要項は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）、国立大学法人岡山大学の保有する個人情報の適切な管理に関する規程（平成17年岡大規程第10号。以下「規程」という。）第49条及び国立大学法人岡山大学における特定個人情報等の取扱いに関する規程（平成27年岡大規程第100号。以下「特定個人情報規程」という。）第29条の規定に基づき、国立大学法人岡山大学（以下「法人」という。）の保有する個人情報の開示等の取扱い及び行政機関等匿名加工情報（行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。）の提供に関する事項について、法令又はこれに基づく特別の定めによるもののほか、必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この要項における用語の意義は、規程第2条の定めるところによる。ただし、同条第4項に規定する「保有個人情報」（独立行政法人等情報公開法第5条に規定する不開示情報を専ら記録する法人文書に記録されているものに限る。）のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、保有されていないものとみなす。

2 この要項において「特定個人情報」とは、特定個人情報規程第2条第4号に定めるものをいう。

- 3 この要項において個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。
- 4 この要項において「部局等」とは、法人監査室、総務・企画部、財務部、学務部、研究協力部、国際部、安全衛生部、施設企画部、各学部、大学院各研究科、学術研究院各学域、各研究所、岡山大学病院、各全学センター、附属図書館及び各機構をいう。

## 第二章 開示、訂正及び利用停止

### (開示請求の受付)

第3条 保有個人情報について、法第76条に基づいて開示請求があった場合は、総務・企画部総務課（以下「総務課」という。）において次の各号に定めるところにより受付を行うものとする。

- 一 開示請求の受付は、開示請求者に別紙様式第1号の保有個人情報開示請求書（以下「開示請求書」という。）を提出させるとともに、次号により、開示請求者が、開示請求に係る保有個人情報の本人であること（法第76条第2項の規定に基づく開示請求にあっては、開示請求に係る保有個人情報の本人の代理人（未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人をいう。以下同じ。）であること）を確認した上、開示請求に係る手数料（以下「開示請求手数料」という。）を徴収する。この場合において、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下この要項において「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、法人の長は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。
- 二 開示請求における本人確認は、次に掲げる書類のいずれかを提示又は提出させて行う。
  - イ 開示請求書に記載されている開示請求をする者の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、行政手続における特定の個人を識別するための利用等に関する法律（平成25年法第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号。以下「入管法」という。）第19条の3に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号。以下「特例法」という。）第7条第1項に規定する特別永住者証明書、その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって、当該開示請求をする者が本人であることを確認するに足りるもの
  - ロ イに掲げる書類をやむを得ない理由により提示又は提出することができない場合にあっては、当該開示請求をする者が本人であることを確認するため法人が適当と認める書類
- 三 開示請求書が法人に送付される場合には、前号の規定にかかわらず、次に掲げる書類を提出させるものとする。
  - イ 前号イ又はロに掲げる書類のいずれかを複写機により複写したもの
  - ロ その者の住民票の写しその他その者がイに掲げる書類に記載された本人であることを示すものとして法人が適当と認める書類（開示請求をする日前30日以内に作成されたものに限る。）

四 法第76条第2項の規定により代理人から開示請求が行われる場合には、戸籍謄本その他その資格を証明する書類（開示請求をする日前30日以内に作成されたものに限る。）を提示させ、又は提出させる。

五 開示請求をした代理人が、当該開示請求に係る保有個人情報の開示を受ける前にその資格を喪失したときは、直ちに、書面でその旨を届出させるものとする。

六 前号の規定による届出があったときは、当該開示請求は、取り下げられたものとみなす。

七 法第76条第2項の規定により任意代理人から開示請求、訂正請求又は利用停止請求が行われる場合における本人確認及び身元確認は、特定個人情報規程第13条の規定を準用する。

八 開示請求書を受理したときは、開示請求者に開示請求書の写し及び開示請求手数料に係る領収証書を交付する。

九 保有個人情報の本人が死亡している場合において、本人の遺族（配偶者、子及び父母に限る。）から開示請求があったときは、本人が開示を望まない意思表示をしていたなど特段の事情がない限り、開示する。

（開示等の検討）

第4条 学長は、保有個人情報の開示、不開示（以下「開示等」という。）を検討するに当たって、当該保有個人情報を保有する部局等の長の意見を求めるものとする。

（開示請求事案の移送）

第5条 学長は、法第85条第1項の規定により事案（特定個人情報の情報提供等の記録を除く。）を他の独立行政法人等又は行政機関の長に移送することができる。この場合においては、移送をした法人の学長は、別紙様式第2号により当該他の独立行政法人等又は行政機関の長に通知し、別紙様式第3号によりその旨を当該開示請求者に通知しなければならない。

2 前項の場合において、学長は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）

第6条 学長は、法第86条第1項又は第2項の規定により第三者から意見を聴取するときは、別紙様式第4号又は別紙様式第5号により当該第三者に通知し、別紙様式第6号により意見書提出の機会を与えなければならない。

（開示等の決定）

第7条 学長は、第3条第1号後段に規定する補正に要した日数を除き、開示請求があった日から30日以内に開示等の決定をしなければならない。

2 学長は、法第83条第2項の規定により開示等を決定する期間を更に30日以内の期間で延長するときは、別紙様式第7号により当該開示請求者に通知しなければならない。

3 学長は、法第84条の規定により開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分を除く残りの部分について、開示等を決定する期間を延長するときは、別紙様式第8号により当該開示請求者に通知しなければならない。

4 学長は、開示等の決定をしたときは、別紙様式第9号又は別紙様式第10号により当該開示請求者に通知しなければならない。

5 学長は、法第86条第3項の規定により第三者の意に反して開示するときは、別紙様式

第11号により当該第三者に通知しなければならない。

(開示の実施)

第8条 文書又は図画に記録されている保有個人情報の開示は、次の各号に定める方法により、当該保有個人情報の閲覧又は写しの交付により行う。

- 一 当該文書又は図画（法第87条第1項ただし書の規定が適用される場合にあつては、次号に規定するもの）の閲覧
  - 二 当該文書又は図画を複写機によりA3判以下の大きさの用紙に複写したものの交付（次号に掲げる方法に該当するものを除く。）。ただし、これにより難しい場合にあつては、当該文書若しくは図画を複写機によりA1判若しくはA2判の用紙に複写したものの交付（同号に掲げる方法に該当するものを除く。）又は当該文書若しくは図画を撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの交付
  - 三 当該文書又は図画を複写機により用紙にカラーで複写したものの交付
  - 四 当該文書又は図画をスキャナにより読み取ってできた電磁的記録をフレキシブルディスクカートリッジ又は光ディスクに複写したものの交付
- 2 電磁的記録に記録された保有個人情報については、電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧又は写しの交付により行う。
- 3 学長は、法第87条第3項の規定により保有個人情報の開示を受ける者から別紙様式第12号による保有個人情報の開示の実施方法等申出書が提出されたときは、開示を受ける者の便宜を図って開示を実施する。
- 4 保有個人情報の開示は、原則として総務課において実施する。ただし、当該保有個人情報を移動すると汚損の危険性がある場合や開示を受ける者の居所等の都合により総務課まで出向くことができない場合には、当該保有個人情報が記録されている部局等において実施できる。
- 5 開示を受ける者が保有個人情報が記録されている写しの送付による開示の実施を希望する場合は、保有個人情報が記録されている写しを送付する。

(移送された事案)

第9条 法第85条第2項の規定により他の独立行政法人等から移送された事案に係る開示等の検討及び決定並びに開示の実施については、第4条から前条までの規定に準じて行う。

(開示請求手数料の額等)

第10条 開示請求手数料の額は、開示請求に係る保有個人情報が記録されている法人文書1件につき、300円とする。

- 2 開示請求者が次の各号のいずれかに該当する複数の法人文書に記録されている保有個人情報の開示請求を一の開示請求書によって行うときの前項の規定の適用については、当該複数の法人文書を1件の法人文書とみなす。
  - 一 一の法人文書ファイル（法人文書管理規程第2条第3号に規定する「法人文書ファイル」をいう。）にまとめられた複数の法人文書
  - 二 前号に掲げるもののほか、相互に密接な関連を有する複数の法人文書
- 3 開示請求手数料は、総務課において現金で納入しなければならない。ただし、郵送による場合は、郵便局の定額小為替証書を関係書類とともに総務課に送付することとする。
- 4 開示請求者で、保有個人情報の写しの郵送を希望する場合は、郵送料として郵便切手を

総務課に送付することとする。

(開示請求手数料の免除)

第10条の2 特定個人情報の開示請求を行う場合において、当該特定個人情報に係る本人が、経済的困窮により開示請求手数料を納める資力がないと認めるときは、当該開示請求手数料を免除することができる。

2 前項の規定により開示請求に係る手数料の免除を受けようとする場合は、開示請求者は、特定個人情報開示請求書を提出する際に、併せて開示請求に係る手数料の免除申請書(別紙様式第13号)を提出しなければならない。

3 前項の申請書には、生活保護法(昭和25年法律第144号)第11条第1項各号に掲げる扶助を受けていることを理由とする場合にあつては当該扶助を受けていることを証明する書面を、その他の事実を理由とする場合にあつては当該事実を証明する書面を添付しなければならない。

4 学長は、開示請求手数料の免除を決定したときは別紙様式第14号により、開示請求手数料を免除しない旨を決定したときは別紙様式第15号により、開示請求者に通知しなければならない。

(訂正請求の受付)

第11条 保有個人情報の開示を受けた者から、法第90条に基づいて当該保有個人情報の訂正請求があつた場合は、総務課において次の各号に定めるところにより受付を行う。

一 訂正請求の受付は、訂正請求者に別紙様式第16号の保有個人情報訂正請求書(以下「訂正請求書」という。)を提出させるとともに、訂正請求者が、訂正請求に係る保有個人情報の本人であること(法第90条第2項の規定による訂正請求にあつては、訂正請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること)を確認する。この場合において、訂正請求書に形式上の不備があるときは、その補正を求めることができる。

二 訂正請求書を受付したときは、訂正請求者に訂正請求書の写しを交付する。

(訂正請求事案の移送)

第12条 学長は、法第96条第1項の規定により事案(特定個人情報の情報提供等の記録を除く。)を他の独立行政法人等又は行政機関の長に移送することができる。この場合において、学長は、別紙様式第17号により当該他の独立行政法人等又は行政機関の長に通知し、別紙様式第18号によりその旨を当該開示請求者に通知しなければならない。

(訂正等の検討)

第13条 学長は、保有個人情報の訂正を行うかどうか(以下「訂正等」という。)を検討するに当たって、当該保有個人情報を保有する部局等の長の意見を求めるものとする。

(訂正等の決定)

第14条 学長は、法第94条第1項の規定により訂正請求があつた日から30日以内に訂正等の決定をしなければならない。

2 学長は、法第94条第2項の規定により訂正等を決定する期間を更に30日以内の期間で延長するときは、別紙様式第19号により当該訂正請求者に通知しなければならない。

3 学長は、法第95条の規定により訂正等を決定する期間を延長するときは、別紙様式第20号により当該訂正請求者に通知しなければならない。

4 学長は、法第93条の規定により訂正等の決定をしたときは、別紙様式第21号又は別

紙様式第2号により当該訂正請求者に通知しなければならない。

5 学長は、法第97条の規定による保有個人情報の提供先への通知は、別紙様式第23号により行う。

(移送された事案)

第15条 法第96条第2項の規定により他の独立行政法人等から移送された事案に係る訂正等の検討及び決定並びに訂正の実施については、前2条の規定に準じて行う。

(利用停止請求の受付)

第16条 保有個人情報の開示を受けた者から、法第98条に基づいて当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）の請求があった場合は、総務課において次の各号に定めるところにより受付を行う。

一 利用停止請求の受付は、利用停止請求者に別紙様式第24号の保有個人情報利用停止請求書（以下「利用停止請求書」という。）を提出させるとともに、利用停止請求者が、利用停止請求に係る保有個人情報の本人であること（法第98条第2項の規定による利用停止請求にあっては、利用停止請求に係る保有個人情報の本人の法定代理人又は任意代理人であること）を確認する。この場合において、利用停止請求書に形式上の不備があるときは、その補正を求めることができる。

二 利用停止請求書を受理したときは、利用停止請求者に利用停止請求書の写しを交付する。

(利用停止の検討)

第17条 学長は、保有個人情報の利用停止を行うかどうか（以下「利用停止等」という。）を検討するに当たって、当該保有個人情報を保有する部局等の長の意見を求めるものとする。

(利用停止等の決定)

第18条 学長は、法第102条第1項の規定により利用停止請求があった日から30日以内に利用停止等の決定をしなければならない。

2 学長は、法第102条第2項の規定により利用停止等を決定する期間を更に30日以内の期間で延長するときは、別紙様式第25号により当該利用停止請求者に通知しなければならない。

3 学長は、法第103条の規定により利用停止等を決定する期間を延長するときは、別紙様式第26号により当該利用停止請求者に通知しなければならない。

4 学長は、法第101条の規定により利用停止等の決定をしたときは、別紙様式第27号又は別紙様式第28号により当該利用停止請求者に通知しなければならない。

(訂正請求及び利用停止請求に関する本人確認手続等)

第19条 第3条第2号から第4号までの規定は、訂正請求及び利用停止請求について準用する。この場合において、同条第4号中「法第76条第2項」とあるのは、訂正請求については「法第90条第2項」と、利用停止請求については「法第98条第2項」と読み替える。

(審査請求)

第20条 学長は、法第105条第1項の規定により審査請求があったときは、当該審査請求に係る保有個人情報を保有する部局等の長の意見を求めるものとする。

- 2 学長は、法第105条第1項の規定により情報公開・個人情報保護審査会に諮問するときは、別紙様式第29号、別紙様式第30号又は別紙様式第31号により行い、同条第2項各号に規定する者（以下「審査請求人等」という。）には別紙様式第32号により通知しなければならない。
- 3 学長は、審査請求に対する裁決をしたときは、別紙様式第33号により審査請求人等に通知しなければならない。

### 第三章 行政機関等匿名加工情報の提供等

（行政機関等匿名加工情報の作成及び提供等）

第21条 学長は、法第5章第5節の規定に従い、行政機関等匿名加工情報（行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この要項において同じ。）を作成することができる。

- 2 学長は、法第109条各号のいずれかに該当する場合を除き、行政機関等匿名加工情報を提供してはならない。

（提案の募集に関する事項の個人情報ファイル簿への記載）

第21条の2 学長は、法人が保有している個人情報ファイルが法第60条第3項各号のいずれにも該当すると認めるときは、当該個人情報ファイルについては、個人情報ファイル簿に次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 提案の募集をする個人情報ファイルである旨
- 二 提案を受ける組織の名称及び所在地

（提案の募集）

第22条 学長は、毎年度1回以上、当該募集の開始の日から30日以上の間を定めて、インターネットの利用その他の適切な方法により、保有している個人情報ファイルについて、次条第1項の提案を募集するものとする。

- 2 提案の募集に関し必要な事項は、別紙様式第37号によりあらかじめ公示するものとする。

（匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案）

第23条 前条の規定による募集に応じて個人情報ファイルを構成する保有個人情報を加工して作成する行政機関等匿名加工情報をその事業の用に供しようとする者は、学長に対し、当該事業に関する提案をすることができる。

- 2 前項の提案は、次に掲げる事項を記載した別紙様式第38号の書面を本学に提出して行わなければならない。代理人によって前項の提案をする場合にあっては、当該代理人の権限を証するため、別紙様式第39号の書面を添付するものとする。

- 一 提案をする者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人その他の団体にあつては、その代表者の氏名
- 二 提案に係る個人情報ファイルの名称
- 三 提案に係る行政機関等匿名加工情報の本人の数
- 四 前号に掲げるもののほか、提案に係る行政機関等匿名加工情報の作成に用いる第28条第1項の規定による加工の方法を特定するに足りる事項
- 五 提案に係る行政機関等匿名加工情報の利用の目的及び方法その他当該行政機関等匿名

加工情報がその用に供される事業の内容

六 提案に係る行政機関等匿名加工情報を前号の事業の用に供しようとする期間

七 提案に係る行政機関等匿名加工情報の漏えいの防止その他当該行政機関等匿名加工情報の適切な管理のために講ずる措置

八 前各号に掲げるもののほか、個人情報保護委員会規則で定める事項

3 前項の書面には、次に掲げる書面を添付しなければならない。

一 第1項の提案をする者が法第111条各号のいずれにも該当しないことを誓約する別紙様式第40号の書面

二 前項第5号の事業が新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資するものであることを明らかにする書面

三 提案をする者が本人であることを確認できる書面

四 前各号に掲げる書類のほか、法人が必要と認める書面

(欠格事由)

第24条 法第111条各号のいずれかに該当する者は、前条の提案をすることができない。

(提案の審査等)

第25条 学長は、第23条の規定により提案を受け付けたときは、当該提案が法第112条第1項各号に規定する基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

2 学長は、前項の規定により審査した結果、基準のいずれにも適合すると認めるときは、当該提案をした者に対して、別紙様式第41号により通知するものとする。

3 学長は、第1項の規定により審査した結果、基準のいずれかに適合しないと認めるときは、別紙様式第42号により通知するものとする。

第26条 削除

(行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結)

第27条 第25条第2項の規定により通知を受けた者は、別紙様式第43号により契約締結の申込みを行い、別紙様式第44号により法人との間で行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結をすることができる。

(行政機関等匿名加工情報の作成等)

第28条 学長は、行政機関等匿名加工情報を作成するときは、特定の個人を識別することができないように及びその作成に用いる保有個人情報を復元することができないようにするために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、当該保有個人情報等を加工しなければならない。

2 前項の規定は、法人から行政機関等匿名加工情報の作成の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

3 前条により法人と契約を締結した者が、行政機関等匿名加工情報の提供後に、提案書に係る記載事項について変更が生じたときは、すみやかに別紙様式第45号により法人に申し出るものとする。

(作成された行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案等)

第29条 第23条、第24条及び第27条の規定は、法第116条第1項の規定による提

案を受け付ける場合に準用する。この場合において、第23条第2項中「別紙様式第38号」とあるのは「別紙様式第46号」と、第25条第2項及び第3項中「別紙様式第41号」とあるのは「別紙様式第47号」と、「別紙様式第42号」とあるのは「別紙様式第48号」と、第27条中「別紙様式第44号」とあるのは「別紙様式第49号」と読み替えるものとする。

(手数料)

第30条 第27条（前条において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者は、21,000円に次ぎに掲げる額の合計額を加算した手数料を収めなければならない。

- 一 行政機関等匿名加工情報の作成に要する時間1時間までごとに3,950円
  - 二 行政機関等匿名加工情報の作成の委託を受けた者に対して支払う額（当該委託をする場合に限る。）
- 2 前条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者が納付しなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。
- 一 次号に掲げる者以外の者 第27条の規定により当該独行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者が前項の規定により納付しなければならない手数料の額と同一の額
  - 二 第27条の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者 12,600円
- 3 第1項の手数料は、総務課において現金で納入しなければならない。ただし、郵送による場合は、郵便局の定額小為替証書を関係書類とともに総務課に送付することとする。
- 4 行政機関等匿名加工情報の提供を受ける者で、行政機関等匿名加工情報の郵送を希望する場合は、手数料のほか、郵送料として郵便切手を総務課に送付することとする。

(行政機関等匿名加工情報利用に関する契約の解除)

第31条 学長は、第27条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該契約を解除することができる。

- 一 偽りその他不正の手段により当該契約を締結したとき。
- 二 法第111条各号（法第116条第2項において準用する場合を含む。）のいずれかに該当することとなったとき。
- 三 当該契約において定められた事項について重大な違反があったとき。

(識別行為の禁止等)

第31条の2 役職員は、行政機関等匿名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該行政機関等匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該行政機関等匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。

2 総括保護管理者は、行政機関等匿名加工情報、法第107条第4項に規定する削除情報及び第114条第1項の規定により行った加工の方法に関する情報（以下この条及び次条において「行政機関等匿名加工情報等」という。）の漏えいを防止するために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、行政機関等匿名加工情報等の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(従事者の義務)

第31条の3 行政機関等匿名加工情報等の取扱いに従事する職員若しくは職員であった者、前条第三項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は行政機関等匿名加工情報等の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者は、その業務に関して知り得た行政機関等匿名加工情報等の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(匿名加工情報の取扱いに係る義務)

第31条の4 学長は、匿名加工情報（行政機関等匿名加工情報を除く。以下この条において同じ。）を第三者に提供するときは、法令に基づく場合を除き、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、第三者に提供される匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目及びその提供の方法について公表するとともに、当該第三者に対して、当該提供に係る情報が匿名加工情報である旨を明示しなければならない。

2 役職員は、匿名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該個人情報から削除された記述等若しくは個人識別符号若しくは第四十三条第一項の規定により行われた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。

3 総括保護管理者は、匿名加工情報の漏えいを防止するために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、匿名加工情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(委任)

第32条 岡山大学病院及び教育学部附属学校園の保有する個人情報の開示等の取扱いについては、それぞれ岡山大学病院長及び附属学校園の長に委任することができる。

(雑則)

第33条 診療情報、入試情報及び附属学校園の生徒等情報の開示等に関する取扱いについては、この要項にかかわらず、別に定めがある場合はその定めによるものとする。

第34条 この要項に定めるもののほか、保有個人情報の開示等の取扱いに関し、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成22年6月11日から施行する。

附 則

この要項は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成23年5月1日から施行する。

附 則

1 この要項は、平成24年7月9日から施行する。

- 2 改正後の第3条第2号イ及び第3号イ（これらの規定を第19条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、中長期在留者（入管法第19条の3に規定する中長期在留者をいう。以下同じ。）が所持する出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成21年法律第79号。以下「改正法」という。）第4条の規定による廃止前の外国人登録法（昭和27年法律第125号。以下「旧外国人登録法」という。）に規定する外国人登録証明書は在留カードとみなし、特別永住者（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定める特別永住者をいう。以下同じ。）が所持する旧外国人登録法に規定する外国人登録証明書は特別永住者証明書とみなす。
- 3 前項の規定により、旧外国人登録法に規定する外国人登録証明書が在留カードとみなされる期間は、次の各号に掲げる中長期在留者の区分に応じ、当該各号に定める日が経過するまでの期間とする。
  - 一 永住者 平成27年7月8日（平成24年7月9日に16歳に満たない者にあつては、平成27年7月8日又は16歳の誕生日（当該外国人の誕生日が2月29日であるときは、当該外国人のうるう年以外の年における誕生日は2月28日であるものとみなす。以下同じ。）のいずれか早い日）
  - 二 入管法別表第一の五の表の上覧に在留資格を決定され、同表の下欄（二に係る部分を除く。）に掲げる活動を指定された者 在留期間の満了の日又は前号に定める日のいずれか早い日
  - 三 前二号に掲げる者以外の者 在留期間の満了の日（平成24年7月9日に16歳に満たない者にあつては、在留期間の満了の日又は16歳の誕生日のいずれか早い日）
- 4 第2項の規定により、旧外国人登録法に規定する外国人登録証明書が特別永住者証明書とみなされる期間は、次の各号に掲げる特別永住者の区分に応じ、当該各号に定める日が経過するまでの期間とする。
  - 一 平成24年7月9日に16歳に満たない者 16歳の誕生日
  - 二 平成24年7月9日に16歳以上の者であつて、旧外国人登録法第4条第1項の規定による登録を受けた日（旧外国人登録法第6条第3項、第6条の2第4項若しくは第7条第3項の規定による確認又は旧外国人登録法第11条第1項若しくは第2項の規定による申請に基づく確認を受けた場合には、最後に確認を受けた日。次号において「登録等を受けた日」という。）後の7回目の誕生日が平成27年7月8日までに到来するもの 平成27年7月8日
  - 三 平成24年7月9日に16歳以上の者であつて、登録等を受けた日後の7回目の誕生日が平成27年7月8日後に到来するもの 当該誕生日
- 5 改正後の第3条第3号ロ（第19条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、旧外国人登録法に規定する外国人登録原票の写しは、それが作成された日から起算して30日を経過するまでの間は、当該ロの規定に掲げる書類とみなす。

附 則

この要項は、平成24年12月20日から施行する。

附 則

この要項は、平成25年1月29日から施行する。

附 則

この要項は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

1 この要項は、平成28年4月1日から施行する。

2 住民基本台帳カードは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成25年法律第28号）第20条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた旧住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の4第9項の規定により、住民基本台帳カードの有効期間が満了した場合等においてその効力を失う時又は番号法に基づき個人番号カードの交付を受ける時のいずれか早い時までの間は、個人番号カードとみなす。

附 則

この要項は、平成30年2月26日から施行する。

附 則

この要項は、平成31年4月 1日から施行する。

附 則

この要項は、令和元年10月 7日から施行する。

附 則

この要項は、令和3年9月10日から施行する。

附 則

この要項は、令和4年 4月 1日から施行する。